議案第48号

瑞穂町都市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月4日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)の改正に伴い、 条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町都市公園条例の一部を改正する条例

瑞穂町都市公園条例(昭和59年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条の3中「10平方メートル」の次に「(町の区域内に都市緑地法(昭和48年法律第72号)第55条第1項若しくは第2項の規定による市民緑地契約又は同法第63条に規定する認定計画に係る市民緑地が存するときは、10平方メートルから当該市民緑地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積)」を加える。

第1条の5中「第4条第1項」を「第4条第1項本文」に改める。 第1条の6の見出し中「特例が認められる場合等」を「特例が認 められる特別の場合等」に改める。

第1条の7の次に次の1条を加える。

(公園施設に関する制限等)

第1条の8 都市公園についての政令第8条第1項の条例で定める 割合は、100分の50とする。

第3条第7号中「立ち入り禁止区域」を「立入禁止区域」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

新

旧

第1条及び第1条の2 略

(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第1条の3 町の区域内の都市公園の住民1人 当たりの敷地面積の標準は、10平方メート ル(町の区域内に都市緑地法(昭和48年法律 第72号)第55条第1項若しくは第2項の規定 による市民緑地契約又は同法第63条に規定 する認定計画に係る市民緑地が存するとき は、10平方メートルから当該市民緑地の住 民1人当たりの敷地面積を控除して得た面 積)以上とする。

第1条の4 略

(公園施設の設置基準)

第1条の5 都市公園についての法<u>第4条第1項</u> 本文の条例で定める割合は、100分の2とす る。

(公園施設の建築面積の基準の<u>特例が認め</u> られる特別の場合等)

第1条の6 略

第1条の7 略

(公園施設に関する制限等)

第1条の8 都市公園についての政令第8条第1 項の条例で定める割合は、100分の50とす る。

第2条 略

(行為の制限)

第3条 略

- (1)から(6) 略
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8)(9) 略

第4条から第6条 略

第1条及び第1条の2 略

(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標 準)

第1条の3 町の区域内の都市公園の住民1人 当たりの敷地面積の標準は、10平方メート ル____以上とする。

第1条の4 略

(公園施設の設置基準)

第1条の5 都市公園についての法<u>第4条第1項</u> の条例で定める割合は、100分の2とする。

(公園施設の建築面積の基準の<u>特例が認め</u> られる場合等)

第1条の6 略

第1条の7 略

第2条 略

(行為の制限)

第3条 略

- (1)から(6) 略
- (7) 立ち入り禁止区域に立ち入ること。
- (8)(9) 略

第4条から第6条 略

| <u>附 則</u> この条例は、公布の日から施行する。 | |
|---------------------------------|--|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |